

陳 情	受 理 番 号	8	受 理 年 月 日	令和3年8月24日	付 託 委員会	総 務
件 名	日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情書					

日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情書

1. 陳情の趣旨

日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める」を見出しにして、新たに意見書を提出して下さい。

2. 陳情の理由

令和3年3月12日に同様の陳情を出させて頂きました。その陳情書は、沖縄県内で「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を採択していない市町村議会へ提出したつもりでしたが、平成30年6月以前に多くの市町村が過去に同様の意見書を採択しておりました。

今回の陳情は、平成30年7月の全国知事会での日米地位協定の抜本改定を含む米軍基地負担に関する提言以降に意見書を採択していない貴議会へ再度、日本政府に対して日米地位協定の抜本的改定を求める意見書を提出して頂きたいとのお願いです。

いくつかのホームページで同様の意見書を提出している全国の自治体名の中に貴自治体の記載がありませんでした。理由は上記の平成30年7月以降に採択された自治体のみがカウント、集計されている為です。多くの県内自治体が表題の意見書について、国に対して意見書の提出を行っておりますが、意見書採択自治体名に記載が無い状況です。

日米地位協定の改定には、全国の問題意識の高まりが重要です。全国知事会の提言後、全国の各自治体からも意見書の採択が徐々に増えてきてはおりますが、今後、この動きに呼応し地位協定の見直し意見書を採択するにあたって、基地被害に苦しむ沖縄県内の自治体でも採択している自治体は少ないと認識される可能性もあります。

また、県内各自治体では米軍基地由来の事件、事故等で抗議決議を行って、その決議文書の中の、項目に日米地位協定の見直しを求めるなどの一文がある場合も、見出しのみの集計を行っているようです。貴自治体の住民に対しても、表題の意見書について一

度も採択されていないと誤解される事の無い様に、また、改定・見直しは依然として行われていません。是非、見出しに日米地位協定の改定を謳って、日本政府に対して、意見書の提出をお願いします。

来年、復帰から 50 年の節目の年を迎えますが、未だに続く米軍基地被害の根源の一つには、締結以降 60 年間も改定されず、国内法が適用されない日米地位協定の存在があります。改定されるまで県内の各自治体は何度でも同様の意見書を採択し国に対して継続して意見を出して行くことは重要なことと考えます。

日本と同様に米軍施設を受け入れているドイツやイタリアでは、受け入れ国が基地の管理権を確保し、自国の国内法を米軍に適用しています。隣国の韓国においても、国民的な盛り上がりにより 2 度の改定を行っています。諸外国の地位協定と比べても現状の日米地位協定は余りに不平等と言わざるを得ない現状です。

住民の福祉と安全を守る事を責務とする地方自治体として当然の提言であり、特に在日米軍負担を多く抱える沖縄県内の自治体では早急に実現しなければならない問題と考えます。

以上の事から、日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める」を見出しに記載し、意見書を再度提出するよう求めます。

以上

担当 宮國迅

098-833-3397

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
外務大臣 様
防衛大臣 様
法務大臣 様
沖縄基地負担軽減担当 様

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）

1972年に沖縄が日本復帰して以降、在沖米軍関係者らによる刑法犯摘発件数は累計で6052件（沖縄県警まとめ、昨年9月末時点）発生し、そのうち殺人や窃盗、強姦、放火など凶悪犯罪は581件となっています。

また、墜落事故や基地周辺での騒音被害、PFOS流出などの基地被害が続く中、米軍機による民間地域での超低空飛行が相次いで確認され、県議会では抗議決議と意見書を全会一致で可決しています。

来年、復帰から50年の節目の年を迎えますが、未だに続く米軍基地被害の根源には、国内法が適用されない日米地位協定の存在があります。

日本と同様に米軍が駐留しているドイツやイタリアでは、受け入れ国が基地の管理権を確保し、自国の国内法を米軍に適用しています。隣国の韓国においても、国民的な盛り上がりにより2度の改定を行っています。諸外国の地位協定と比べても現状の日米地位協定は余りに不平等で、独立国として不十分な内容と言わざるを得ない現状です。

平成30年7月、全国知事会が、日米地位協定の抜本的改定を含む米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択しました。沖縄県のみならず、全国で発生し続ける米軍基地被害を無くす為、以下の事を求めます。

- 1, 国においては、全国知事会の総意を重く受け止め、国内法の適用などを明記した日米地位協定の抜本的な改定に取り組む事。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。